

## 平成24年度第1回東郷町図書館協議会会議録

- 1 開催日時 平成24年5月24日（木）午後14時～15時30分まで
- 2 開催場所 東郷町民会館2階第3会議室
- 3 出席した委員  
水野、杉原、石川、野々山、古市、鬼頭、脇本、石川
- 4 出席した事務局  
教育長、教育部長、図書館長、係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容
  - (1) 辞令交付
  - (2) あいさつ
  - (3) 委員長、副委員長選出
  - (4) 議題
    - ア 平成23年度図書館事業実績報告について
    - イ 図書館の運営方針について
    - ウ （指定管理者制度の検討の経緯と仕様書についてを改め）  
東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について
  - (5) その他
- 7 会議記録  
別添のとおり

## 会議の内容

### 1 辞令交付

各席にあらかじめ配布により交付とする。

### 2 自己紹介

### 3 委員長、副委員長選任

杉原氏の推薦により水野氏を委員長選任し、委員全員の異議なしで委員長決定。  
委員長の指名により副委員長は杉原氏を選任し、委員全員の意義なしで副委員長決定。

事務局 それではここからの進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。  
なお本日は、東郷町立図書館規則第6条第2項により委員半数以上の出席がありますので、この会議は成立いたします。それではよろしく申し上げます。

## 4 議題

### 【議題1】平成23年度図書館事業実績報告について

事務局より説明

委員 3点ほどお尋ねしたい。まず時間延長について、金曜日の一時間延長は実績がないがどの程度の効果があったのか。なぜ今年度から夏季の金曜日2時間延長に決定したのか。

事務局 平成20年11月から試行で1時間延長の開館を行ってきたが利用人数は平均6~7人。昨年度はこの試行を見直すということだった。近隣の図書館の開館時間を考慮し夏季について今年度24年度は2時間の延長ということに図書館協議会で意見がまとまった。

委員 昨年度は9月までということだが、夏までと秋以降の具体的な実績をお尋ねしたい。時間延長がどのくらいの効果があるのか。  
PRが足りずに人が来ないのか、本当に利用がなくて開館する必要があるのか。体育館でもそうだが、1%や0.5%の意見で住民サービスを拡大していないか。町民の1%ほどの利用で開館する必要があるのか。6月から9月までの間としたデータの的なもので確認する必要があるのではないか。

- 事務局 詳細の数字については、後ほどお知らせします。
- 委員 読書推進ということで放課後子ども教室に本を貸出しているが、学校にある図書室との関係は。貸出している図書は学校にある本と重複しているのか。
- 事務局 放課後子ども教室への貸出は団体貸出で1カ月貸出している。放課後子ども教室の子ども達は一旦学校から帰宅した児童という立場になるので、学校の図書室の利用は難しいので図書館から本を貸出ている。
- 委員 利用が出来ないというのは事務手続き的なこと。貸出している図書が学校の図書室の図書と重複しているということはあるのか。
- 事務局 貸出している図書については、閉架書庫にある子どもにふさわしい図書を選書しているが、学校にある本と重複して貸出しているかどうかまでは確認していない。しかし、放課後子ども教室の先生から低学年向けに絵本を多くしてほしいとか紙芝居や季節にあった草花の図書を持ってきてほしいというリクエストがあるのでそれに答えて選書している。
- 委員 放課後子ども教室の先生方は学校にある図書室にどのような本があるのかご存知ないのではないかと。放課後子ども教室が学校の図書室を利用できないのは事務手続き上のことでしょうか。せっかく学校の中で放課後子ども教室をやるのだから学校の図書室を有効利用できないのか。
- 事務局 図書館の図書はインターネットで検索できるが、学校は学校司書の先生が選書しているのでこちらのほうでは学校の図書室の蔵書内容はわからない。
- 委員 図書館の方針として学校との連携を行うと言っているし図書館法でも図書館と学校図書館との利用の区別はない。学校と図書館の連携をとってもっと子ども達にとって良い運用の提示をするというのが主旨ではないか。つまり運用の仕方ではないか。学校教育というハードルがあるかとは思いますが。放課後子ども教室が児童館などで行っているのではなく同じ学校の敷地内で行っているし、利用する図書も全く異なるという訳ではなく同じような本なら上手く利用できないのか。子ども達にとって一番いい本の与え方、運営上や法律などの問題などを考慮したうえでの図書館の利用の貸出なの

か。そのような視点から考慮した上での貸出なのか。

あと、年報の13ページの指標で年間の入館者数や利用者数が載っているが利用者人数と入館者数の一番のピークの人数や時期を教えてください。

事務局 人数や時期については、後ほどご報告いたします。

委員長 では、統計的なデータは後ほど報告を受けるとして、先ほど放課後子ども教室の話が出たが学校の立場としてはどうですか。

委員 放課後子ども教室の運営は低学年が放課後子ども教室に通っている時間に高学年はまだ授業中ということもあり図書室の利用は難しい。運動場や体育館なら授業や部活と競合しない範囲での利用は認めても、放課後子ども教室を利用する児童は授業中は校舎の中に入らないということが原則なので運営上図書室の利用は難しいものがあると思われる。

委員 学校の図書室の本を見たいならば、授業時間に借りておいて放課後子ども教室で読めばよい。

委員長 本としては、借りておけば読めるが、子どもの管理の問題もあるということですね。

教育長 先ほど、小学校においてある本と図書館の本に競合があるかという点について、学校でも図書館でも子どもにふさわしい良書を置くという点では同じ本が置いてあるものもあります。しかし学校の本は学校のもの、図書館の本は図書館のもので、放課後子ども教室にも寄贈された本などがありますが、それでは不足するため、図書館が補っているということです。

図書館の開館時間延長については、延長を望む声が大きかったが、勤務する職員の多くが臨時職員で、また女性職員がほとんどのため防犯面での不安もあり、週1回の1時間延長となった。延長しても利用者が増えないのは1時間という延長が中途半端なのか、検証がしっかり出来なかったが思い切って2時間延長で夏場のみとした。詳しいデータの的なものについては担当から後ほど報告します。

委員長 他にはありますか。なければ、平成23年度の事業報告については以上にさせていただきます。

## 【議題 2】 図書館の運営方針について

事務局より説明

委員 ちなみに 23 年度の運営方針はどうなっていたか。

事務局 開館時間延長と指定管理者制度の部分以外はほとんど同じです。

委員 開館時間延長というのは運営方針ではなく、利用拡大の手法と考える。指定管理者制度についてもサービス拡大についての手法ではないか。これでは方針と手法が混在している。方針というのは図書館のあるべき姿である。それに向かって今年度はこういう風に実行していくということを明確にしてほしい。この方針はその大きな目標がぼけているようである。東郷町の図書館がどういう図書館を目指しているのか。なかなか読みづらい。何年後にどのような図書館にしていくのか。近隣の図書館によって随分状況は変わってくると思われる。実際、隣市に大きな図書館が出来て随分利用者があちらへ行ってしまっていると思われる。そういう部分をふまえた東郷町の図書館はこういう方向でいくといった方針であってほしい。方針と実行手段は分けてほしい。サービス向上のためには指定管理者制度がすべてではない。よりサービスの向上を限られた人数でやっていくなら全方位的でやるのではなく、いいか悪いかの議論が必要だが例えば子ども向けを充実させるとか重点的にやってほしい。よりサービス向上ということでは指定管理者制度が一番いいのかもしれない。せつかく年度の初めに行っているのだから、委員がたとえ変わっても基本的な流れは変わらないと思う。方針というのはそういうものと考えている。実行計画ではないのだから。そうしてもらおうと方針が重要な位置づけがされると思う。

事務局 昨年度との内容の異なる点は運営方針は開館時間延長を今年度については夏季に 2 時間延長を行うということ。また指定管理者制度については昨年度については検討していくという内容でした。

委員長 貴重なご意見ありがとうございます。いろいろなサービスに関わって計画が立てられ、さらにそれが図書館の方針になっていくことになる。ほかの委員はよろしいですか。

なければ、先ほど意見のありました方針についてはより具体的な方法を含めてということになります。平成24年度の図書館の運営方針についてご承認いただけますか。

委員 拍手

委員長 以上で「24年度図書館の運営方針について」は承認されました。

【議題3】（指定管理者制度の検討の経緯と仕様書についてを改め）東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正案について

事務局 説明

委員長 今、条例の一部改正が必要になっている説明などを行ってもらった。仕様書などについてどうですか。質問、ご意見はありませんか。

委員 指定管理者制度の検討と仕様書について説明いただいたが、今日この場で資料をもらって今すぐここで採決はできない。ハードの部分とソフトの部分もある。事前に資料をいただいているし。よほど図書館のことを知っていないと判断できない。この仕様書がこの協議会でいいと決めたことになってしまう。みなさんも熟読していただいて疑問点を出していただいた方がいい。内容の概要説明は問題ないと思うが、仕様書については事前に目を通さないと判断できない。この時点での採決はできない。採決に反対です。

委員長 今ご意見をいただきましたがどうですか。

委員 それか委員のみなさんに読んでいただき、1週間以内にそれぞれ意見や疑問点をだしてもいいと思うが。それも委員長の考え次第です。

委員長 みなさんどうですか。確かにみなさんが図書館に精通していないと難しい。しかし、読んでも理解できないという場合もあります。今の時代、多機能に渡っている。だからこそ、このような協議会という場があると思っている。私自身、せっかくみなさんに集まっていたいるのだから、より図書館をいい方向へ向けていきたいと思っている。事務局も検討したうえでこ

のような仕様書を提案してくれているということを踏まえ、さらに前へ進めていかなくてはならない。時間だけをかけても私たちは一人では何もできない。学校や社会教育などそれぞれの立場があるでしょうから。いろいろなご意見を言っていただきたい。具体的なものについては事務局にお願いしなくては時間ばかりが過ぎ前へ進めない。

委員 だから、前もって資料がほしいとっている。

部長 この仕様書はこの協議会で認知する必要はないのではないかと。事務局としてこのような仕様書を作ったので委員のみなさんの中でご意見のある方は事務局へ言っていただくという方がいいのではないかと。認めて頂きたいのは条例の一部改正（案）を教育委員会に上程するので図書館協議会で承認いただけるかということ。教育委員会で認めたものを町議会へ上程していくことになる。仕様書については事務局が作るもの。このような詳細なものを認める、認めないは協議会では責任持てないと思われる。

だから、仕様書についてはこのような方針で行くのでご了解くださいということでしょうか。

委員 了解ではなく、確認しておいてくださいでいいのではないかと。

部長 そうですね。仕様書については内容を確認しておいていただいて、意見があれば、事務局に言ってくださいということでしょうか。

委員 図書館協議会がどこまでやるかということをおきまえないと。協議会でどこまで決めるか決めておかないと。どこまで協議会が決めなくてはならないなら年に数回開催する必要がある。指定管理と決めてすぐ次の年にはやめるということとはできないのだから。図書館協議会がやるべき任務はきちんと区別されるべきだ。

部長 東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について教育委員会に上程していきたいと考えている。中身についてはこれは非常に大切なことなので、この協議会のみなさんに承認いただきたい。そうでなければ、教育委員会では諮れないので。

事務局 では議題の変更をお願いします。議題（3）のタイトルが「指定管理者制度の検討と仕様書について」となっていますが変更させていただきたいと

思います。「東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正案について」に変更させていただきたいと思います。

委員長 わかりました。それでは、今、ご説明頂いたようにこの協議会として、東郷町立図書館の設置および管理に関する図書館の条例の一部改正（案）を教育委員会へ上程することを承認するかどうかということでもいいですね。仕様書はここでは採決することはないということでもいいですね。

事務局 条例の一部改正（案）についてご審議いただくということでお願いします。

委員長 では訂正のうえお諮りいたします。

委員 ちょっといいですか。私はこの協議会で何をやるか明確に理解できていない。条例の第4条で協議会についていろいろと書いてあるが目的がよく理解できていない。

委員 そこは、条例の中に図書館法の第14条の一項でというところがあるのでそこで網羅していると判断しなくてはいけないのでしょうか。基本的には図書館法を読まないで図書館協議会とはどういうものか理解できないでしょう。一般的にはこの条例だけでは図書館協議会が何を行うのかは分からないと思う。一般の住民は条例や規則でしか判断出来ないし、しかも規則を定める時は町議会を通さなくてもよい。まして、要綱は一般住民の目に直接ふれることはない。興味をもって質問しないとわからないことが多い。

委員長 図書館法に全部目を通すことはできないので、ここでは、東郷町立図書館の設置および管理に関する条例の一部改正（案）についてご承認いただけるか採決をお願いしたい。いかがですか。

委員 拍手

委員長 ありがとうございます。議題3「東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）」についてはご異議なしと認め承認されました。以上で本日の議題についての審議はすべて終了されました。事務局へ進行をお返しします。

事務局 本日の議題の他に何かご意見ございますか。なければ、事務局より資料と

してお渡した物に「蔵書の不用決定及び不用図書の処理に関する要綱」や調整中となっているが「資料の選定基準」や「蔵書保存基準」をつけています。まだ、調整中ですので中身は変更しますが、次回の図書館協議会までには作っていきますので参考資料としてご覧ください。

8月1日（月）から5日（日）に図書館開館30周年記念の図書館まつりを行います。講演会やボランティアによる読み聞かせや親子向けの工作などがありますので、ぜひご参加ください。

これにて、平成24年度第1回図書館協議会を終わります。  
ありがとうございました。